

2013年4月27日に第314回月例会が開催されましたので、その概要をご紹介します。  
大阪企業法務研究会幹事会

-----  
報告者：吉田興平（栄光総合法律事務所 弁護士）

報告テーマ：「平成24年度著作権法の改正について」

報告者コメント：平成24年の著作権法改正（「写り込み」等に規定に係る整備、違法ダウンロード刑事罰化）の内容を整理し、改正に伴う企業実務への影響の有無などについて報告します。

報告概要（見出し等）：

## 第1 改正の概要

### 1 いわゆる「写り込み」等に係る規定の整備

- (1) 付随対象著作物としての利用（30条の2）
  - (2) 許諾を得るための検討等の過程に必要と認められる利用（30条の3）
  - (3) 技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用（30条の4）
  - (4) 情報通信の技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用（47条の5）
- 2 国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信に係る規定の整備（31条3項）
  - 3 公文書等の管理に関する法律等に基づく利用に係る規定の整備（42条の3、18条3項、同条4項、19条4項3号、90条の2・4項3号）
  - 4 著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備（2条1項20号、30条1項2号）
  - 5 違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の整備（119条3項）

## 第2 改正の背景

デジタル・ネットワーク社会＝「世界中の情報が、いつでも、どこでも誰でも入手できるとともに、誰もが、いつでも、どこでも世界中に対して情報を配信できる社会」

→①著作物の利用行為が飛躍的に多様化 ②コンテンツの違法利用が増大

→①著作物利用の円滑化 ②著作権の実効性を確保

## 第3 いわゆる「写り込み」等に係る規定の整備

### 1 改正までの経緯

- (1) 権利制限規定の一般規定導入に向けた議論
- (2) 平成23年文化審議会著作権文化会報告書での結論
- (3) 改正前の状況

### 2 付随対象著作物の利用

(1)要件

(2)「分離することが困難」の意義

(3)「軽微な構成部分」の意義

(4)「著作権者の利益を不当に害していないか」の意義

＜本条に対象となる例＞

- ・写真を撮影したところ、本来意図した撮影対象だけでなく、背景に小さくポスターや絵画が写り込む場合

＜本条の対象とならない例＞

- ・漫画のキャラクターの顧客誘引力を利用する態様で、写真の本来の撮影対象に付随して漫画のキャラクターが写り込んでいる写真をステッカー等として販売する場合

3 許諾を得るための検討等の過程に必要と認められる利用

(1)要件

(2)「利用しようとする者」が対象となっていることから、最終的に利用が行われることは要件となっていない。

＜本条に対象となる例＞

- ・漫画のキャラクターの商品化を企画するに際し、著作権者から許諾を得る以前に、社内の会議資料や企画書等にキャラクターを掲載する場合

＜本条の対象とならない例＞

- ・企業内において、業務の参考とするために新聞や書籍、雑誌等の著作物を複製する場合（公益社団法人日本複製権センターと契約を結んでいる場合には、その契約の範囲内で新聞等を複製することができる。）

4 技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用

(1)要件

(2)「著作物の録音、録画その他の利用に係る技術」の意義

＜本条に対象となる例＞

- ・テレビ番組の録画に関する技術を開発する場合に、技術を検証するため、実際にテレビ番組を録画してみる場合
- ・OCR(光学式文字読取装置)ソフトウェアを開発するに当たり、ソフトウェアの精度の向上を図ったり、性能を検証するため、小説や新聞をスキャン(複製)してみる場合

＜本条の対象とならない例＞

- ・企業において、技術開発のための複製ではなく(例えば、新たなコピー機を開発するということではなく)、技術の開発を検討する際に参考にするとの名目で、技術者等に対して幅広く論文等を複製し、頒布する場合

5 情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用

(1)要件

(2)意義:クラウドサービスなどのインターネットサービスなどでは、データ処理の処

理速度を速めるという目的でサーバーにおいてデータを大量に複製するということが行われている。このような複製等について著作権侵害とならないことを明確にした。

＜本条の対象となる例＞

- ・様々なファイル形式でサーバーにアップロードされているファイルを、統一化したファイル形式にするために必要な複製が行われる場合

＜本条の対象とならない例＞

- ・情報処理の円滑化の準備として必要な数を超えて複製物を作成する場合

### 第3 著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備

＜図表参照＞



### 第4 違法ダウンロードの刑事罰化

(1)要件

(2)「有償著作物等」の意義

(3)「その事実を知りながら」の意義

以上